

担保法制改正にあたって実効性ある労働債権保護等を求める決議

- 1 現在、担保法制改正の議論が進められている。法制審議会担保法制部会においては、動産や債権を目的とする担保取引（譲渡担保や所有権留保等）について、法律関係の明確化、安定性の確保を期し、それら取引を活性化することを目的として、その法制化が目指されている。

譲渡担保権等に関する取引活性化は、譲渡担保権の対象担保財産が拡大することを意味するが、それは労働債権の引当財産が減少することにつながる。従前より、抵当権や譲渡担保権との関係で劣後している労働債権について、その保護を拡大することの必要性が指摘されてきたところであるが、その検討は未だ不十分なものと言わざるを得ない。

担保法制部会は、集合動産譲渡担保権・集合債権譲渡担保権に限定して、①倒産手続開始後の実行においては、譲渡担保権の被担保債権の額から、元本の額と利息及び遅延損害金等のうち実行時から遡って2年分を超える額の合計額を控除した額を財団債権に組み入れなければならない、②倒産手続開始前の実行にあつては、被担保債権消滅から1年以内に破産手続の開始があつた場合に当該額を財団債権に組み入れなければならない、とする制度を提案している。

しかし、この提案では、譲渡担保権から控除される金額が極めて過小であり、労働債権保護の実効性に欠ける。また、倒産手続開始に至らない平時においては労働債権が優先されない。当弁護団は、従前、労働債権のうち賃金の一部について、担保対象財産の一定割合を限度に、譲渡担保権等の約定担保物権に優先して配当を受けられるものとする法定担保物権制度（優越的一般先取特権）の創設などを提案してきた。今般の担保法制改正にあたっては、そのような実効性ある労働債権保護の具体的な制度設計を行うことが必須である。

- 2 他方、法制審議会担保法制部会、金融審議会・事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループでは、労働契約も担保対象財産に含める事業担保制度、事業成長担保制度の創設が検討されている。

労働契約を担保対象財産に含めるという点で労働契約に極めて大きな影響を与える制度であるし、労働組合等との関係でも検討すべき課題が極めて多い。しかし、現状の検討では、それら労働法的課題の検討は十分なものといえない。特に、実行段階において、特定承継の方法をとることによって、労働者が承継から排除されてしまう可能性も前提とされている。これら労働法的課題を解決しないまま、事業担保制度、事業成長担保制度を導入することはあつてはならない。

- 3 日本労働弁護団は、現在進められている担保制度の改正にあたっては、実効性ある労働債権保護制度の具体化を求め、事業担保制度、事業成長担保制度の創設にあたっては、労働契約保護等の労働法的課題の解決がなされることを求める。

2023年11月11日 日本労働弁護団第67回全国総会